

神奈川県博物館協会総合防災計画

(平成28年4月28日 策定・施行)

1 趣 旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、多くの人命を奪い、さらには多くの文化財の毀損をもたらした。この教訓を踏まえ、現在 90 を越える加盟館園数となっている当協会では、今後も発生が想定される広域災害における文化財救済に一定の役割を果たす体制を構築することとし、平時から相互に協力しあいながら有事に備えるため、総合防災計画を策定する。

2 活動の内容

当協会としての活動は、平時の際には、役員会と適宜協議の上、部会幹事及び協会事務局が中心となり有事の備えとして必要な活動を行い、有事の際には、総合対策本部・現地対策本部を立ち上げ、部会幹事及び事務局が中心となり、加盟館園職員の協力を得て、救済計画を実施するものとする。

当協会としての活動は、①平時、②発生直後(一次救済)、③復興期(二次救済)の3段階において実施することとし、各段階の実施する活動は、次のとおりとする。

なお、本活動の具体的運用のために、別途、要綱を定めることとする。

①平時

- ・連絡網の整備〔ブロック化及び幹事館園の選定事務、連絡調整方法の検討等〕
- ・各館園の収蔵品の把握及びその目録・データベースのバックアップ支援
- ・災害復興用の資金及び備蓄の管理〔物資、人材等の把握含む。〕
- ・防災訓練、関連実技研修会、県民向け普及啓発事業等の実施
- ・本計画内容の修正〔県及び県内市町村との調整、他機関等のヒアリング含む。〕

②発生時(一次救済)

- ・連絡網の運用と被害の把握
- ・総合対策本部並びに現地対策本部の設置
- ・支援計画の策定と運用〔人員、物資、資金等の供出等〕

③復興期(二次救済)

- ・支援計画の継続運用
- ・関係機関等との連絡調整の補助

3 活動の経費

本活動に要する経費は、神奈川県博物館協会 60 周年記念事業にかかる積立金残金を原資とし、以後、毎年度予算の範囲内で一定の金額を積み増して確保することとする。

4 計画の運用

本計画及び2により定める要綱の運用状況については、毎年1回総会に報告する。

本計画の改廃については、役員会の協議を経て、総会が決定する。

また、2により定める要綱については、役員会が協議の上制定する。

なお、制定後役員会が要綱の改正を行った場合には、改正後速やかに会員に周知する。